

2022年5月27日

各位

会社名 ITbook ホールディングス株式会社
代表者 代表取締役社長 前 俊守
(コード：1447、東証グロース)
問合せ先 執行役員管理本部長兼 CFO 神谷 修司
(電話番号：03 - 6264 - 8200)

本店移転および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月27日開催の取締役会において、2022年6月27日開催予定の第4回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議すること、および本定時株主総会において前記定款一部変更が承認されることを条件として本店移転を行うことを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本店移転

(1) 移転後本店所在地

東京都江東区豊洲3-2-24 豊洲フォレシア9F

(2) 移転の理由

東京都内に分散する拠点を集約することにより、効率的なグループ経営を図るとともに、事業間の連携やシナジー効果の創出、人材交流の活性化を促進するためであります。

(3) 移転予定日

2022年7月1日（予定）

(4) 業績への影響

2023年3月期の公表予定の業績予想に予想される費用等は織り込み済みです。適時開示の必要が生じた場合は、その内容を速やかに開示いたします。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

- ① 前項に記載した理由のため、現行定款第3条に定める本店所在地を東京都中央区から東京都江東区に変更するものです。
また、変更にあたっては、2022年8月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする附則を併せて設けるものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (a) 変更案第 19 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (b) 変更案第 19 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (c) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第 19 条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (d) 上記の新設、削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
<p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都<u>中央区</u>に置く。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第 19 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都<u>江東区</u>に置く。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第 19 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち<u>法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u> 第 1 条 第 3 条 (本店の所在地) の変更は、<u>2022年 8 月 31 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則第 1 条は本店移転の効力発生日後、これを削除する。</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>第2条 変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第19条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則第2条は、施行日から6ヵ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
-------------	---

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 2022年6月27日

定款変更の効力発生予定日 2022年6月27日

以上